



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

組合活動を活性化しよう!

毎月第1土曜日は機関誌発送作業の手伝いを!
毎週金曜日夜は組合事務所に!



新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり、ここ数年間組合行事を控えめにしてきたこともあって、組合員が集まる機会が減少していました。しかし、それでは組合活動が活性化しません。人が集まり、ワイワイガヤガヤと会社の愚痴を言っていれば、自然と横のつながりもでき、会社と闘っていくアイデアも浮かび、気力も湧いてくるし、相互の応援も活発になります。そこで、以下呼びかけます。

●毎月第1土曜日は機関誌発送作業の手伝いを!

毎月第1土曜日の12時頃から、機関誌の発送作業を行っています。機関誌の紙面を帳合し、ホッチキス止めし、三つ折りにして各組合員宛ての封筒に入れ、糊付けするという作業です。封筒への切手貼りもしなければなりませんし、ポストへの投函も必要です。

以前は10名程度の組合員が来て、皆でおしゃべりしながら作業をし、終了後に簡単な懇談会を持っていましたが、ここ1~2年はめっきり来る人が減ってしまいました。

「組合活動に協力したいと思っているけれど、何をやったらよいか分からない。」「用事がないと、また、アポを取っていないと、組合事務所に行きにくい」という方もいらっしゃるかもしれません。そんな方は、まずは機関誌の発送作業を手伝いに来てください! (※祝日等の関係で発送作業の日が第2土曜日にな





ることもあります。予定は前月の機関誌の最後に掲載していますので、ご確認ください。)

●毎週金曜日の夜は組合事務所に！

組合員相互の交流のため、毎週金曜日の夜に組合員交流会を開催することにしました。以前は、金曜日の夜になれば、組合員がビール片手に組合事務所に立ち寄り、互いに会社の愚痴を言い合ったり、自分の団体交渉や会社への抗議活動への応援を呼びかけたり、賑やかなものでした。しかし、やはりここ1～2年めっきり来る人が減ってしまいました。そこで、改めて組合員交流会という形で参加を呼び掛けることにしました。

一応午後7時から始めることにしていますが、形式ばったものではないので、仕事が終わったら、早くても遅くても、ぶらりと立ち寄っていただいたら良いです。会社で溜まったストレスを発散してください。他の組合員の話も聞いてあげてください。横のつながりを作ってください。なお、6月2日（金）の組合員交流会の様子は、次号の機関誌で写真入りで紹介しますので、お楽しみに。



〈書記長 大橋 直人〉

仲間の職場では…

◆ I 株式会社 〈N・S さん〉

パワハラが大きな原因であろうと思われる心身不調で長期間私傷病休職をしていたN・S組合員について、「就労環境に配慮すれば復職可能」との医師の診断を得て復職条件（リハビリ入社等も含む）に関する団交を申し入れたところ、突如会社側は「懲戒解雇相当の不正をしたので自主退職せよ」と言い出し、傷病手当金についても「詐病で不正受給にあたるから手続きをしない」と、事業主証明を止めてしまいました。受給が不正であるか否かは健保組合（または協会けんぽ）が判断することであって、管理職ユニオン・関西（MU関西）は弁明の機会を求め、団交にじゅうぶんな時間（2時間程度）を確保することと社長の出席を要求したのですが、会社側は「今まで1時間で済んだのだから2時間は不要、社長の出席も義務ではない」と、団交開催には非常に消極的姿勢…。

その経緯をビラに書いて、5月23日に本社が入っているビルと会社大阪営業所が入っているビルにポスティングしたところ、31日付で会社代理人から文書が届きました。そこには、ビラに事実と異なる内容を記載した（←単なる労使の見解の相違に過ぎない）から会社もS組合員の名前を出してビラを撒くことも検討せざるを得ないなどと書かれていました。労働組合にビラを撒かれたからと言って、会社がお返しにビラを撒き返すなど、労使紛争があるということを自ら公表するようなもので、あまり聞いたことがありません。もしも会社がそういう行為に及ぶのであれば、MU関西としてはさらに組合活動を活発化するのみです。お互いに表現の自由は保障されていますから。

2名の組合員に対する昇格差別に対する団交拒否 中労委再審査事件

日本フツソ工業 立会団交を行ったことから 「救済利益が存しない」と主張！

執行委員長 仲村実

日本フツソ工業は、団交拒否の不当労働行為事件で大阪府労委命令後、中労委に再審査を申し立てました。中労委で新たな主張・証拠がない中、本年2月22日に中労委の公益委員らが立ち会った団交を行ったこと、4月3日の中労委からの「事件解決のための勧告」の受諾をしたことから、5月1日の会社弁護士による「準備書面」で『救済利益が存しない』、大阪府労委命令の『判断を維持することができない』と主張してきました。

会社の主張は、中労委が和解を執拗にすすめる過程で、公益委員らが同席する「立会団交」を受け入れたことによって、そのことが会社側に利用されたことから、今後、「立会団交」の提案を慎重に検討・判断する必要があるとの観点からこの報告をします。

1、事案について

2021年4月、A及びB組合員の昇格がなされなかったことにつき、差別的な扱いを受けた点及びその差別に関する問題について団交を申し入れました。会社は、二度の先送りのための回答対応をしました。会社が情報を公開していないため組合が得ている情報は、A及びB組合員が後輩や二人より社歴の短い社員が先に昇進している事実であり、後輩や二人より社歴の短い社員と比較して昇進がないことが、組合員であるが故の差別であると認識していたが、会社がこの団交を拒否した事案です。大阪府労委命令書は、会社の拒否理由が些細な表現にこだわり合理性必要性を欠くもので、実質的には団交拒否の姿勢の現われであるとし、また会社主張は失当であり、団交に応じない理由の疎明もないため、団交に応じない正当な理由はないとし不当労働行為認定をしました。

2、立会団交を開催後の会社側弁護士の主張

本年2月22日、中労委公益委員らの立ち会った団交後、会社「準備書面」での主張は、「救済命令を発するには、不当労働行為の成立が認められるだけではなく、救済利益が存しなければならぬ」として、立会団交に応じたから「団交には応じて誠実に対応している」とし、その後の4月3日に中労委が発した「事件解決のための勧告」を受諾したから、「中労委も（誠実に対応したと）認めている」ところである。さらに「団体交渉が既に行われていること」、そして「勧告に沿った対応を行う旨表明して将来紛争が生じる可能性は存しない」ことから、「ポスト・ノーチス（謝罪文書）による救済も存しない」というのです。

3、組合の最終陳述書の骨格について

6月9日提出の最終陳述書を作成しています。その一つは、本件争点「2021年（令和3年）4月12日、同月16日及び22日付の団体交渉申入書に対する会社の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するか」をまず明確化して、初審命令判断の要約、会社の根拠なしの先送り目的だけの再審査申し立て、団交申入れに対する「準備段階」主張の破産、再審査での新しい主張も・立証もないことを整理します。

二つは、立会団交についてです。私の考えからは、争点とは関係ないので上記で事足りるので、立会団交を開催したことが会社側弁護士に新たな主張として「救済利益が存しない」となっていること、中労委が立会団交後「事件解決のための勧告」を勝手に発し、組合を無視した和解条項案まで記載していることから、最低限の組合主張をする必要が生じています。



4、立会団交について

会社の立会団交による主張「救済利益が存しない」は、大阪府労委命令後のことであり立会団交そのものは憲法28条でいう団体交渉権の成立ではないし、大阪府労委命令による団交履行義務を果たしたわけでもなく、労使対等の自主的関係もとの団体交渉でもない。さらに会社主張の「救済利益が存しない」とか、「義務的団交事項に関わる団体交渉申入れについて紛争が生じる恐れは存しない」も、和解が成立せず紛争状態が終結したわけでもないことからして主張そのものが成り立ちません。

組合は、中労委での初回調査から「会社は新たな主張も証拠もないから、結審して命令を」と主張してきました。中労委が労働側委員を通してすすめた和解や立会団交の話であり、和解内容は拒否し、立会団交は応じたままで。ましてや和解条項案については、催促されて出した組合の和解案は一度も中労委で検討すらされていないのです。立会団交を行ったから、大阪府労委命令の履行義務を果たさなかった事実が消滅するものではありません。

- (1) 中労委の和解案について組合は、立会団交前に「前提は、和解ありきではありません」と中労委の労働側委員に伝えていますが。中労委から和解案を求められたので2022年11月26日に組合案を示しました。これも労働側委員に示しています。調査の場でも中労委和解案は現実的にそぐわないので、「受け入れられない」と明確に主張しています。

その一つが「組合から団体交渉の申入れがあった場合は、すべて受け入れる」ことです。経営権、人事権をふりかざして団交拒否を続け、行政訴訟で最高裁までいく長期経過による実効性をなくす姿勢だからです。こうした不正常な労使関係、特に豊岡社長の姿勢に問題点があり、その改善を求めています。

二つは「組合に解決金（中労委出席することに要した交通費と文書作成に要した時間及び諸費用）・・・万円を支払う」ことです。ペナルティです。

- (2) 立会団交そのものは、自主的なものではない。

中労委が立会団交の目的が和解をさせるものであったとするなら、和解が成立しなければ成り立たない。組合は本年5月2日、会社に再審査申し立ての取り下げを要求し、そのための団体交渉を申し入れたが、会社は同年5月9日これを拒否した。自主的な団交を行う姿勢がないのである。

- (3) 立会団交議事録（反訳）が会社から提出されているので、特徴点を述べます。

この議事録で豊岡社長は「団交拒否をしたという認識は持っておりません」と発言しています。

中労委使用者側委員は「ここでいったんこの議題は切らせていただきます」、労働側委員は「すみません。時間がないもんですから、今日は説明しきれないと思います」と、立会団交を協議途中で介入し打ち切っています。

この豊岡社長発言と中労委委員の打ち切り対応から、立会団交とは自主的な正常な労使対等の団交でないことが明らかです。さらに豊岡社長は組合の質問や追及に「検討します」、「検討したい」、「検討させていただきます」と、その場限りの発言で、その後放置です。

組合と日本フツソ工業在籍の3名の組合員が初めて聞いた不明確な曖昧なこじつけ発言がほとんどであった。

組合からの賃金の情報公開について豊岡社長に問いただしている過程で、中労委の労働側委員が口をはさみ勝手な意見を発言する、情報公開はもとより、昇進・昇格、賃金・賞与、評価のやり方・その説明、どれをとっても後出しで、社長の独断での決定だということがわかっただけである。

中労委の会社側に立った強引な「和解をさせる」策動に引っかけたとも窺える「立会団交」であったのです。立会団交を開催したことが、使用者である日本フツソ工業(株)に「救済利益が存しない」と主張する機会を与えたことを反省し、きっちりと最終陳述書で展開し克服したいと思っています。



入管法改悪反対 引き続き活動しています

5/9 関西弁護士会連合会主催の集会&デモ(弁護士会館～中之島)

5/20 入管法改悪に反対する近畿の弁護士有志の会主催の集会&デモ(扇町公園～東梅田)

他に、5/19(梅田ヨドバシカメラ前)、/25(なんば)、/27(梅田ヨドバシカメラ前/社民党主催)、
/31(天満・京橋)

※写真は 5/20 の扇町公園とデモ、/27 梅田ヨドバシカメラ前での中井雅人弁護士 他



3月18日開催第4回執行委員会決定の組合費の見直しについて【再掲】

MUは既に管理職中心の組合ではなくなっており、将来的なことを考えても組織対象を管理職に限定することは、組織拡大という方針を実現するにあたってネックとなる可能性があります。また、定年後再雇用となって年収が大幅に減少している組合員も少なくありません。こうした状況を踏まえ、題記執行委員会において組合費を見直すことを決定し、5月1日から実施することになりました。※遡っての申請は不可。

見直しの内容をごく簡単に説明すると、年収300万円未満の組合員については、毎月の組合費を4,000円→3,000円に、年収200万円未満の組合員については、毎月の組合費を4,000円→2,000円に減額するというものです。

減額を希望する組合員の方は、年収を証明するもの(源泉徴収票や給与明細書など)を添えて申請していただきます。申請があれば、その直後の執行委員会に諮り、承認されれば翌月から減額を実施することになります。また、ご不明な点があれば、組合事務所までお問い合わせください。

組合員交流会



CAPITAL
IN
THE TWENTY-FIRST CENTURY
21世紀の資本

映画上映会



日時：6月16日(金) 午後7時から2時間程度 場所：管理職ユニオン事務所にて

〈解説・あらすじ〉

経済学者トマ・ピケティが書いた同名のベストセラー経済学書を基にした社会派ドキュメンタリーである。映画では、ピケティ自身が監修と出演を担当し、名作映画や小説、ポップカルチャーなどを用いて、過去300年にわたる世界各国の歴史を”資本”の視点から紐解いている。

映画の中心的なテーマは、資本主義が引き起こす格差とその対処法である。ピケティは、資本収入率が経済成長率よりも高いときには、資本主義は自然に平等にならず、資産家の富が労働者の富よりも速く増えて格差が拡大するという法則 ($r > g$) を提唱する。この法則により、資本主義は成熟すれば平等になるという従来の定説を否定し、現代は第一次世界大戦前の不平等な時代に逆戻りしかねないと警鐘を鳴らす。

映画はさらに、格差がもたらす弊害を社会・政治・環境的な側面から触れている。映画は、世界恐慌や两大戦、福祉国家や高度経済成長などの歴史的な事象を通じて、資本主義の変化と格差の動きを解析し、格差が拡大すれば、中間層が崩壊し、権力や富が一部のエリートに集中し、貧困や暴力やナショナリズムが増加すると指摘する。また、グローバル化や資本移動により、資本は架空化し、連帯感は失われ、システムは脆弱化すると警告する。それでは、格差を改善し、持続可能な社会を築くためには何が必要なのか？ピケティはその問いに対して、累進的な資本課税や国際的な協調や民主的な参加などを提案し、それによって自由と平等と連帯（フラタニテ）を実現する可能性を示す。

製作：2019年、フランス・ニュージーランド合作、103分 監督 ジャスティン・ペンバートン、
製作：マシュー・メトカルフ、原作：トマ・ピケティ、配給：アンプラグド

QRコードを読み取って頂きますと、この映画の予告編をご覧になれます。➡





管理職ユニオン・関西 書記次長 寺尾のあれこれ、つれづれ…

《Vol.18 2023.6.3》

●昭和の頃、ズボンのファスナーのことを「社会の窓」と呼んでいました。これは NHK のラジオ番組『インフォメーションアワー・社会の窓』（1948 年放送）に由来しています。社会の内情や隠れた裏側を暴きだすという内容で、ここから社会の窓＝大事なものを隠している場所＝と連想され、（男性の）ズボンのファスナー部分＝「社会の窓」となったそうです。年配の人から「社会の窓開いてるよ」と言われたら、それはズボンのファスナーが開いていることを意味します。（<https://twifukuoka.com/?p=75674>より）

嗚呼…、日本3K

三景の誤記ではありません。私が密かに3Kと呼ぶのは、「角界」「歌舞伎」「皇室」というニホーンが誇るジェンダーバイアス（ギャップ）の三大牙城のことです。いずれも女性を見下して、女性の犠牲の上に成立しています。先日そのうちの「歌舞伎」業界で悲惨な事件が起きてしまいました。

実力も人気も兼ね備えた俳優が一家心中を図ったらしく、その一因となったのが当人のご乱行～信じがたいセクハラ・パワハラ～らしく、それが週刊誌に掲載されることに耐え難く…ということらしい。情報が少な過ぎて、「らしく」「らしい」の連発で申し訳無い話ですが。

伝統継承の担い手が主として家族単位であることで、世間一般の常識や倫理規範とかけ離れた言動が、閉鎖された世界ではスルツと通ってしまうことが、ままあります。梨園と呼ばれるこの業界、愛人・隠し子はいって当たり前、〇代目△△屋は高校生のときから銀座の愛人宅で暮らしていたとかいう武勇伝が、批判もされずに芸の肥やしと許容さ

れてきました。

今渦中の役者の親戚筋も昨年、同様のハラスメント被害が報じられて出演していたTV番組をほとんど降板す



るということになりましたが、誰かの襲名披露にかこつけて1年経たずに復帰、まあ甘い業界です。

本人だけに留まりません。俳優やタレントとしてキャリアを積んできた女性が、歌舞伎俳優と結婚した途端にリベラル寄りのアウトプットを封印してひたすら内助の功。劇場のロビーで和服姿で御鼻肩筋にペコペコ頭下げたり、オットの不倫騒動では笑い飛ばしてみせて、夜討ち朝駆けの取材陣へ気配りも忘れない…。どこまでもオットとそのイエに都合良く振る舞うことを求められるのです。

ユルユルとはいえ一般企業社会では、今どきそれはアウトやる？という言動がスルーされています。コミュニティの中で女性だけが特定の地位に就くことを認められないとか、メインの仕事を選択できずサポートだけを強要されるとか、または根拠の無い差別によって女性が排除される（女は穢れているから土俵に上げない）とか、そういうのを「歴史だ、伝統だ」と有難がらんといて欲しい。

21世紀にこういう例外が温存されているのも、ニホーンのジェンダー問題改善が遅々として進まない理由の一つかも知れません。女性差別・蔑視の例外が（堂々と）存在すると、ともすればそこに引き寄せた言い訳の材料になりますからね。



趣向を変えて 本の紹介



出版元の河出書房新社の惹句によれば、「正面から性教育を受けてこなかった50代前後の世代。ジェンダー平等、性的同意、LGBTQ。多様化の時代に必

要なのは知識と倫理感のアップデート。性をイチから学び直すための一冊」だそうです。

タイトルからしてドン引きや…と言うオッサン無きにしも非ずかも知れませんが、日頃から尊敬する某地方自治体議員の女性から教えて頂いた1冊を、彼女のコメントと共にご紹介します。

曰く、「大人の性教育、すごい大事。互いを大事にできる関係性がなければ、一緒に生きる&暮らす意味を見出せないのは当然だと思う。相手の自分勝手さや身勝手さが一番突きつけられるのはパートナーと裸で向き合う時間。そこで優しい時間を過ごせたら、これからも一緒にいたいと思えるんじゃないかと思う」。

執筆陣は(河出書房新社のサイトから)、

●村瀬 幸浩 (ムラセ ユキヒロ)

1941年生まれ。教育者。著書に『恋愛で一番大切な“性”のはなし』(KADOKAWA)、『素敵にパートナーシップ』(大月書店)、男子の性教育: 柔らかな関係づくりのために』(大修館書店)など多数。

●高橋 怜奈 (タカハシ レナ)

1984年生まれ。産婦人科医。著書『「性」のは

なしはタブーじゃない!』(主婦と生活社)、監修『産婦人科医が教える みんなのアソコ』(辰巳出版)がある。YouTube、TikTokでも性の情報を発信。

●宋 美玄 (ソン ミヒョン)

1976年生まれ。産婦人科医。『女医が教える本当に気持ちのいいセックス』(ブックマン社)ほかヒット多数。『少女はどこでセックスを学ぶのか』(徳間書店)、『生理だいじょうぶブック』(小学館)など。

●太田 啓子 (オオタ ケイコ)

1976年生まれ。弁護士。『日本のフェミニズム since 1886』(河出書房新社)に執筆。著書に『これからの男の子たちへ「男らしさ」から自由になるためのレッスン』(大月書店)。

●松岡 宗嗣 (マツオカ ソウシ)

1994年生まれ。ライター/一般社団法人 fair 代表理事。著書に『LGBT とハラスメント』(集英社)、『あいつゲイだって アウティングはなぜ問題なのか?』(柏書房)などがある。

●齊藤 章佳 (サイトウ アキヨシ)

1979年生まれ。精神保健福祉士・社会福祉士。『男が痴漢になる理由』(イースト・プレス)、『セックス依存症』(幻冬舎新書)、『小児性愛という病~それは、愛ではない~』(ブックマン社)など著書多数。

●田嶋 陽子 (タジマ ヨウコ)

1941年生まれ。元法政大学教授、元参議院議員。女性学の第一人者としてメディア出演多数。著書に『愛という名の支配』(新潮文庫)、『女は愛でバカになる』(集英社 be 文庫)など多数。

NHKのサイトでの解説もどうぞ。

<https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic107.html?fbclid=IwAR2TDG4Pvjlpw5ZRdVNrHYJMgt941c5QdbDtzGJbn919zHDz90udi5mpso>

